

地域計画

市町村名 (市町村コード)	松本市 (202029)
地域名 (地域内農業集落名)	四賀地区 (反町、刈谷原町、七嵐、赤怒田、殿野入、保福寺町、小岩井、両瀬、金井、原山、横川、会吉、矢久、召田、長越、藤池、穴沢、取出、板場、宮本、本町、新町、岩井堂、西宮、落水、井刈、執田光)
協議の結果を取りまとめた日	令和7年3月12日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 農業上の利用が行われる農用地等の区域

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	711 ha
農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	335 ha

(2) 地域農業の現状及び課題

今後の農業経営について現状維持を考えている農業者が約60%、後継者の目途が立っていない農業者が60%を超えている。また、担い手や新規参入者に集積・集約したいと考えている農業者が50%を占めるなど、農家の高齢化と生産者の減少が急速み、遊休農地や耕作放棄地が散見され、有害鳥獣による被害も多発している。

しかし、全ての農地を耕作するだけの後継者や者や担い手を確保することは困難で、更に構造改善の未整備地区では地区内の担い手(前、中心経営体等)への作業委託も難しく、今後の農地の受け手の確保は深刻な問題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方

- ①守るべき農地と粗放的管理、林地化する農地について地域内で共通の認識を持ち、守るべき農地は集約(団地化)を推進し、担い手などに継承していく。
- ②地域特性やこれまでの経過を踏まえ、有機農業が可能な環境を整えつつ、新規就農者・移住者・法人の参入に積極的に取組み地域振興を図る。併せて、温暖化への対応、傾斜地を利用した高収益作物の研究を進める。
- ③農作業を委託した農家であっても、自らが地域農業の多様な担い手であることを自覚し、畦畔管理作業、農道の清掃や保全活動など、集落全体で農業を支える。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集団化の取組 ・地区内の新規就農者、若手担い手が引き受ける意向がある優良農地を確保できるよう、また法人の新規参入による集団化が促進されるよう、集落ごとに現状を認識して農地利用を調整する。 ・規模縮小農家や廃止を見込む農地については農地バンクへの貸付を基本とする。
(2) 農地中間管理機構の活用方法 農業委員、農地利用最適化推進委員、JAを中心に、基盤整備が完了している農地は地域全体の農地バンクへの貸し付け状況や所有者の貸付意向を踏まえつつ調整を行う。その際、農業委員会が公表する市内の平均賃料、及び貸し手と借り手の意向を考慮す中で賃借料等を設定する。
(3) 基盤整備事業への取組 ・農地の排水対策、用排水設備等改修は、公的支援を受ける中で逐次進める。 ・必要に応じて活性化計画等を策定する。(農地耕作条件改善事業や農地中間管理機構関連農地整備事業などを活用)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組 ・市町村及びJAと連携して、新規就農者の確保及び兼業農家を含む多様な経営体を確保・育成に取り組む。 ・農業を通じた定住施策として、空き家を積極的に活用し、地域全体が共通認識のもと新規就農者及び後継者等の確保を図る。 ・既存の経営体だけでは地区内農地の集積は困難な状況に向かうため、農業生産法人の確保・育成を行う。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組 作業の効率化が期待できる業務については、地区内の団体や業者を中心に委託を進める。

以下任意記載事項

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①有害鳥獣による被害防止として、引続き進入防止柵や捕獲体制の強化に取り組む。
- ②有機農業を推進する。
- ⑩使用可能な空き家を積極的かつ有効に活用する。空き家と農地の連動により移住者を呼び込み、農業振興と地域振興の一体的推進を図る。
- ⑩休耕田を活用して四賀原産のもち米「神明もち」を栽培し、子どもたちが「農業」「食」「地域」の大切さを学ぶ機会とする。また、小学校の授業の一環で赤飯まんじゅうを作るなど、地産地消に取り組みます。
- ⑩農地中間管理機構を通じた貸借における賃借料は原則として金納だが、農地所有者の事情等により、地域の農地利用調整の合意形成において物納が必要とされる場合、物納(米に限る)の取扱いができるものとする。